新旧対照表〔2023 年 4 月 1 日実施〕

※ご契約中のサービス、料金プランをご確認の上、対象となる新旧対照表をご覧ください。

サービス名称	いいだのでんき		BIGLOBEでんき		UQでんき		モンストでんき	
料金プラン	いいだのでんき M／L（東京）	いいだのでんき M／L（東京D）	BIGLOBEでんき M／L（東京）	BIGLOBEでんき M／L（東京D）	UQでんき M／L（東京）	UQでんき M／L（東京D）	モンストでんき M／L（東京）	モンストでんき M／L（東京D）
対象新旧対照表	〔7〕〔8〕〔13〕	〔1〕〔2〕〔13〕	〔7〕〔9〕〔13〕	〔1〕〔3〕〔13〕	〔7〕〔10〕〔13〕	〔1〕〔4〕〔13〕	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕

サービス名称	グランパスでんき		四季でんき		SKE48でんき		Pontaでんき	
料金プラン	グランパスでんき M／L（東京）	グランパスでんき M／L（東京D）	四季でんき M／L（東京）	四季でんき M／L（東京D）	SKE48でんき M／L（東京）	SKE48でんき M／L（東京D）	Pontaでんき M／L（東京）	Pontaでんき M／L（東京D）
新旧対照表	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕

サービス名称	ＡＮＡでんき		ARUHI でんき		よみぽでんき		ピクシブでんきプラン	
料金プラン	ＡＮＡでんき M／L（東京）	ＡＮＡでんき M／L（東京D）	ARUHI でんき M／L（東京）	ARUHI でんき M／L（東京D）	よみぽでんき M／L（東京）	よみぽでんき M／L（東京D）	ピクシブでんきプラン M／L（東京）	ピクシブでんきプラン M／L（東京D）
新旧対照表	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕

サービス名称	JAFでんき		ペルソナでんき		ゆめカードでんき		ＮＣでんき	
料金プラン	JAFでんき M／L（東京）	JAFでんき M／L（東京D）	ペルソナでんき M／L（東京）	ペルソナでんき M／L（東京D）	ゆめカードでんき M／L（東京）	ゆめカードでんき M／L（東京D）	ＮＣでんき M／L（東京）	ＮＣでんき M／L（東京D）
新旧対照表	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕

サービス名称	Vポイントでんき		わくわくでんき		めぶきｄｅでんき		グローバルポイントでんき	
料金プラン	Vポイントでんき M／L（東京）	Vポイントでんき M／L（東京D）	わくわくでんき M／L（東京）	わくわくでんき M／L（東京D）	めぶきｄｅでんき M／L（東京） Ｊ／A	めぶきｄｅでんき M／L（東京D） Ｊ／A	グローバルポイントでんき M／L（東京）	グローバルポイントでんき M／L（東京D）
新旧対照表	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕	〔7〕〔12〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕

サービス名称	じぶんでんき			でんきクラブ（タカシマヤコース）
料金プラン	じぶんでんき M／L（東京）	じぶんでんき M／L（東京D）	じぶんでんきオール電化プラン S／L（東京）	でんきクラブ（タカシマヤコース） M／L（東京D）
新旧対照表	〔7〕〔11〕〔13〕	〔1〕〔5〕〔13〕	〔7〕〔11〕〔13〕	〔1〕〔6〕〔13〕

〔1〕■　でんき契約約款（東京電力･auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
でんき契約約款（東京電力･auEL） **2022 年 11 月 1 日実施**	**でんき契約約款（東京電力･auEL）** **2023 年 4 月 1 日実施**
1　対象となるお客さま (1) このでんき契約約款（東京電力･auEL）（以下「でんき約款」といいます。）は，お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で，一般送配電事業者（栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県〔富士川以東〕を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が維持および運用する供給設備を介して，東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力」といいます。）から低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，auEL が東京電力の代理人として，申込受付，料金算定，および請求等を実施するときの供給条件を定めたものです。 なお，料金については，auEL が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略）	**1　対象となるお客さま** (1) このでんき契約約款（東京電力･auEL）（以下「でんき約款」といいます。）は，お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で，一般送配電事業者または配電事業者（栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県〔富士川以東〕を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者に限ります。）が維持および運用する供給設備を介して，東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力」といいます。）から低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，auEL が東京電力の代理人として，申込受付，料金算定，および請求等を実施するときの供給条件を定めたものです。 なお，料金については，auEL が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略）
2　でんき約款および料金表の変更 （略） (2) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃（消費税および地方消費税の税率の変更を含みます。）により，このでんき約款および料金表を変更する必要が生じた場合，変更後の託送約款等または法令をふまえ，東京電力および auEL は，このでんき約款を，auEL は，料金表を変更することがあります。この場合，契約期間満了前であっても，料金その他の供給条件は，変更後のでんき約款および料金表によります。 （略）	**2　でんき約款および料金表の変更** （略） (2) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃（消費税および地方消費税の税率の変更を含みます。）により，このでんき約款および料金表を変更する必要が生じた場合，変更後の託送約款等または法令をふまえ，東京電力および auEL は，このでんき約款を，auEL は，料金表を変更することがあります。この場合，契約期間満了前であっても，料金その他の供給条件は，変更後のでんき約款および料金表によります。 （略）

5　契約電流および契約容量 (1)　契約電流 （略） 　ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。 （略）	**5　契約電流および契約容量** (1)　契約電流 （略） 　ロ　当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。 （略）
7　需給契約の申込み (1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこのでんき約款，料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ，次の事項を明らかにして，東京電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。 　　契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約主開閉器，契約電流，契約容量，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 （略） (3)　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。	**7　需給契約の申込み** (1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこのでんき約款，料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ，次の事項を明らかにして，東京電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。 　　契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約主開閉器，契約電流，契約容量，発電設備，蓄電池，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 （略） (3)　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
8　需給契約の成立および契約期間 (1)　需給契約は，申込みを東京電力および auEL が承諾したときに成立いたします。 　　ただし，当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって，電気を供給できないことが明らかになった場合には，東京電力または auEL は，承諾を取り消すことがあります。この場合には，その理由をお知らせいたします。 (2)　契約期間は，次によります。 　イ　契約期間は，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日が属する年度（４月１日から翌年の３月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。	**8　需給契約の成立および契約期間** (1)　需給契約は，申込みを東京電力および auEL が承諾したときに成立いたします。 　　ただし，当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって，電気を供給できないことが明らかになった場合には，東京電力または auEL は，承諾を取り消すことがあります。この場合には，その理由をお知らせいたします。 (2)　契約期間は，次によります。 　イ　契約期間は，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日が属する年度（４月１日から翌年の３月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。ただし，お客さまの需要場所が電気事業法第 20 条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契

（略）	約期間の終期は，原則として当該指定区域に対し電気事業法第２条第１項第８号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。 （略）
10　需給契約の単位 東京電力および auEL は，原則として，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。	**10　需給契約の単位** 東京電力および auEL は，原則として，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。ただし，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当該一般送配電事業者等が技術上，保安上適当と認めたときを除きます。
18　使用電力量の算定 (1)　auEL は，当該一般送配電事業者から受領した検針の結果により，料金表３（料金の算定期間）に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。auEL は算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 （略）	**18　使用電力量の算定** (1)　auEL は，当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果により，料金表３（料金の算定期間）に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。auEL は算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 （略）
26　供給の停止等 託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者は，接続供給を停止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止すること（以下総称して「供給の停止等」といいます。）があります。その場合，東京電力および auEL は，供給の停止等にともなう料金の減額は行ないません。	**26　供給の停止等** 託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，接続供給を停止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止すること（以下総称して「供給の停止等」といいます。）があります。この場合，東京電力および auEL は，供給の停止等にともなう料金の減額は行ないません。
28　損害賠償および債務の履行の免責 (1)　11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合，または当該一般送配電事業者による供給の停止等が行なわれた場合で，それが東京電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには，東京電力および auEL は，お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。 （略）	**28　損害賠償および債務の履行の免責** (1)　11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合，または当該一般送配電事業者等による供給の停止等が行なわれた場合で，それが東京電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには，東京電力および auEL は，お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。 （略）
29　設備の賠償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，東京電力が当該一般送配	**29　設備の賠償** お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，東京電力が当該一般送

電事業者から賠償の請求を受けた場合は，東京電力は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，東京電力は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
32　需給契約の廃止 （略） (2)　需給契約は，33（解約等）および次の場合を除き，お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 （略） ロ　お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 （略）	**32　需給契約の廃止** （略） (2)　需給契約は，33（解約等）および次の場合を除き，お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 （略） ロ　お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 （略）
35　供給方法および工事 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。	**35　供給方法および工事** 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。
36　工事費負担金等相当額の申受け等 (1)　当該一般送配電事業者から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，東京電力は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (2)　当該一般送配電事業者から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，東京電力は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 （略）	**36　工事費負担金等相当額の申受け等** (1)　当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，東京電力は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (2)　当該一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，東京電力は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 （略）
附　　則（実施期日） このでんき約款は，2022 年 11 月 1 日から実施いたします。	**附　　則（実施期日）** このでんき約款は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔2〕■　でんき契約約款（東京電力･auEL）料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）

1　契約種別

（略）

(1)　いいだのでんき M（東京 D）（以下「種別 M」といいます。）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。

（略）

二　料金

（略）

(ｲ)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	260.00 円（286.00 円）
契約電流 15 アンペア	390.00 円（429.00 円）
契約電流 20 アンペア	520.00 円（572.00 円）
契約電流 30 アンペア	780.00 円（858.00 円）
契約電流 40 アンペア	1,040.00 円（1,144.00 円）
契約電流 50 アンペア	1,300.00 円（1,430.00 円）
契約電流 60 アンペア	1,560.00 円（1,716.00 円）

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	18.07 円（19.87 円）

改定後（新）

1　契約種別

（略）

(1)　いいだのでんき M（東京 D）（以下「種別 M」といいます。）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用され，一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。

（略）

二　料金

（略）

(ｲ)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	268.40 円（295.24 円）
契約電流 15 アンペア	402.60 円（442.86 円）
契約電流 20 アンペア	536.80 円（590.48 円）
契約電流 30 アンペア	805.20 円（885.72 円）
契約電流 40 アンペア	1,073.60 円（1,180.96 円）
契約電流 50 アンペア	1,342.00 円（1,476.20 円）
契約電流 60 アンペア	1,610.40 円（1,771.44 円）

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.07 円（26.47 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79 円（30.56 円）

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	214.39 円（235.82 円）

(2) いいだのでんき L（東京 D）（以下「種別 L」といいます。）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

（略）

ニ 料金

（略）

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	218.83 円（240.71 円）

(2) いいだのでんき L（東京 D）（以下「種別 L」といいます。）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者等が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

（略）

ニ 料金

（略）

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07 円（19.87 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.07 円（26.47 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79 円（30.56 円）

10　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者が検針を行なった日といたします。

（略）

附　　則（実施期日）

この料金表は，2022 年 12 月 1 日から実施いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

10　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者等が検針を行なった日といたします。

（略）

附　　則（実施期日）

この料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔3〕■　でんき契約約款（東京電力･auEL）料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）

1　契約種別

（略）

(1)　BIGLOBE でんき M（東京Ｄ）（以下「種別 M」といいます。）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。

（略）

二　料金

（略）

(ｲ)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	260.00 円（286.00 円）
契約電流 15 アンペア	390.00 円（429.00 円）
契約電流 20 アンペア	520.00 円（572.00 円）
契約電流 30 アンペア	780.00 円（858.00 円）
契約電流 40 アンペア	1,040.00 円（1,144.00 円）
契約電流 50 アンペア	1,300.00 円（1,430.00 円）
契約電流 60 アンペア	1,560.00 円（1,716.00 円）

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	18.07 円（19.87 円）

改定後（新）

1　契約種別

（略）

(1)　BIGLOBE でんき M（東京Ｄ）（以下「種別 M」といいます。）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用され，一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。

（略）

二　料金

（略）

(ｲ)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	268.40 円（295.24 円）
契約電流 15 アンペア	402.60 円（442.86 円）
契約電流 20 アンペア	536.80 円（590.48 円）
契約電流 30 アンペア	805.20 円（885.72 円）
契約電流 40 アンペア	1,073.60 円（1,180.96 円）
契約電流 50 アンペア	1,342.00 円（1,476.20 円）
契約電流 60 アンペア	1,610.40 円（1,771.44 円）

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.07 円（26.47 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79 円（30.56 円）

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	214.39 円（235.82 円）

(2) BIGLOBE でんき L（東京Ｄ）（以下「種別 L」といいます。）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

（略）

ニ 料金

（略）

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	218.83 円（240.71 円）

(2) BIGLOBE でんき L（東京Ｄ）（以下「種別 L」といいます。）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者等が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

（略）

ニ 料金

（略）

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07 円（19.87 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.07 円（26.47 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79 円（30.56 円）

10　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者が検針を行なった日といたします。

（略）

附　　則（実施期日）

この料金表は，2022 年 12 月 1 日から実施いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

10　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者等が検針を行なった日といたします。

（略）

附　　則（実施期日）

この料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔4〕■　でんき契約約款（東京電力･auEL）料金表（UQ でんき）

<table>
<tr><th>改定前（旧）</th><th>改定後（新）</th></tr>
<tr><td>

1　契約種別

（略）

(1)　UQ でんきＭ（東京Ｄ）（以下「種別 M」といいます。）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。

（略）

ニ　料金

料金は，基本料金，電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は，料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に，これにかかる消費税および地方消費税相当額，ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。

(イ)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	260.00 円（286.00 円）
契約電流 15 アンペア	390.00 円（429.00 円）

</td><td>

1　契約種別

（略）

(1)　UQ でんきＭ（東京Ｄ）（以下「種別 M」といいます。）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用され，一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。

（略）

ニ　料金

料金は，基本料金，電力量料金および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は，13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は，13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は，料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に，これにかかる消費税および地方消費税相当額，ならびに 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。

(イ)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	268.40 円（295.24 円）
契約電流 15 アンペア	402.60 円（442.86 円）

</td></tr>
</table>

契約電流 20 アンペア	520.00 円（572.00 円）
契約電流 30 アンペア	780.00 円（858.00 円）
契約電流 40 アンペア	1,040.00 円（1,144.00 円）
契約電流 50 アンペア	1,300.00 円（1,430.00 円）
契約電流 60 アンペア	1,560.00 円（1,716.00 円）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	18.07 円（19.87 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	24.07 円（26.47 円）
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	27.79 円（30.56 円）

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
１契約につき	214.39 円（235.82 円）

（略）

(2) UQ でんき L（東京Ｄ）（以下「種別 L」といいます。）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約容量が６キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

（略）

ニ 料金

契約電流 20 アンペア	536.80 円（590.48 円）
契約電流 30 アンペア	805.20 円（885.72 円）
契約電流 40 アンペア	1,073.60 円（1,180.96 円）
契約電流 50 アンペア	1,342.00 円（1,476.20 円）
契約電流 60 アンペア	1,610.40 円（1,771.44 円）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
１契約につき	218.83 円（240.71 円）

（略）

(2) UQ でんき L（東京Ｄ）（以下「種別 L」といいます。）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者等が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約容量が６キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

（略）

ニ 料金

料金は，基本料金，電力量料金，および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07 円（19.87 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.07 円（26.47 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79 円（30.56 円）

（略）

12 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発

料金は，基本料金，電力量料金，および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は，13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は，13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

（略）

12 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発

電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 　なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者が検針を行なった日といたします。 （略）	電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 　なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者等が検針を行なった日といたします。 （略）
附　　則（実施期日） この料金表は，2022 年 11 月 1 日から実施いたします。	**附　　則（実施期日）** この料金表は，2023 年４月 1 日から実施いたします。

〔5〕■　でんき契約約款（東京電力･auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）

1　契約種別

（略）

(1) じぶんでんき M（東京Ｄ）（以下「種別 M」といいます。）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。

（略）

二　料金

（略）

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	260.00 円（286.00 円）
契約電流 15 アンペア	390.00 円（429.00 円）
契約電流 20 アンペア	520.00 円（572.00 円）
契約電流 30 アンペア	780.00 円（858.00 円）
契約電流 40 アンペア	1,040.00 円（1,144.00 円）
契約電流 50 アンペア	1,300.00 円（1,430.00 円）
契約電流 60 アンペア	1,560.00 円（1,716.00 円）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	18.07 円（19.87 円）

改定後（新）

1　契約種別

（略）

(1) じぶんでんき M（東京Ｄ）（以下「種別 M」といいます。）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用され，一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。

（略）

二　料金

（略）

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	268.40 円（295.24 円）
契約電流 15 アンペア	402.60 円（442.86 円）
契約電流 20 アンペア	536.80 円（590.48 円）
契約電流 30 アンペア	805.20 円（885.72 円）
契約電流 40 アンペア	1,073.60 円（1,180.96 円）
契約電流 50 アンペア	1,342.00 円（1,476.20 円）
契約電流 60 アンペア	1,610.40 円（1,771.44 円）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.07 円（26.47 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79 円（30.56 円）

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	214.39 円（235.82 円）

(2) じぶんでんき L（東京 D）（以下「種別 L」といいます。）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

（略）

ニ 料金

（略）

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	218.83 円（240.71 円）

(2) じぶんでんき L（東京 D）（以下「種別 L」といいます。）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者等が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

（略）

ニ 料金

（略）

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07 円（19.87 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.07 円（26.47 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79 円（30.56 円）

10　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者が検針を行なった日といたします。

（略）

附　　則（実施期日）

この料金表は，2022 年 12 月 1 日から実施いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

10　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者等が検針を行なった日といたします。

（略）

附　　則（実施期日）

この料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔6〕■　でんき契約約款（東京電力･auEL）料金表

改定前（旧）

1　契約種別

（略）

(1) プランＭ（東京Ｄ）（以下「プランＭ」といいます。）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用され，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。

（略）

ニ　料金

（略）

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	260.00 円（286.00 円）
契約電流 15 アンペア	390.00 円（429.00 円）
契約電流 20 アンペア	520.00 円（572.00 円）
契約電流 30 アンペア	780.00 円（858.00 円）
契約電流 40 アンペア	1,040.00 円（1,144.00 円）
契約電流 50 アンペア	1,300.00 円（1,430.00 円）
契約電流 60 アンペア	1,560.00 円（1,716.00 円）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

改定後（新）

1　契約種別

（略）

(1) プランＭ（東京Ｄ）（以下「プランＭ」といいます。）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用され，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。

（略）

ニ　料金

（略）

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	268.40 円（295.24 円）
契約電流 15 アンペア	402.60 円（442.86 円）
契約電流 20 アンペア	536.80 円（590.48 円）
契約電流 30 アンペア	805.20 円（885.72 円）
契約電流 40 アンペア	1,073.60 円（1,180.96 円）
契約電流 50 アンペア	1,342.00 円（1,476.20 円）
契約電流 60 アンペア	1,610.40 円（1,771.44 円）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07 円（19.87 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.07 円（26.47 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79 円（30.56 円）

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	214.39 円（235.82 円）

(2) プラン L （東京 D） （以下「プラン L 」といいます。）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

（略）

ニ 料金

（略）

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	218.83 円（240.71 円）

(2) プラン L （東京 D） （以下「プラン L 」といいます。）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者等が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

（略）

ニ 料金

（略）

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07 円（19.87 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.07 円（26.47 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79 円（30.56 円）

10　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者が検針を行なった日といたします。

（略）

附　　則（実施期日）

この料金表は，2022 年 12 月 1 日から実施いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

10　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者等が検針を行なった日といたします。

（略）

附　　則（実施期日）

この料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔7〕■　でんき契約約款

改定前（旧）	改定後（新）
でんき契約約款 **2023 年 2 月 22 日実施**	**でんき契約約款** **2023 年 4 月 1 日実施**
6　需給契約の申込み (1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめ本約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）を遵守することを承認のうえ，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 なお，本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について，お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には，お客さまの氏名，住所，支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。 （略）	6　需給契約の申込み (1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめ本約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）を遵守することを承認のうえ，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 なお，本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について，お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には，お客さまの氏名，住所，支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。 （略）
7　需給契約の成立および契約期間 （略） (2)契約期間は，次によります。 イ～ロ（略）	7　需給契約の成立および契約期間 （略） (2)契約期間は，次によります。 イ～ロ（略） ハ　お客さまの需要場所が，電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は，(2)イおよびロにかかわらず，当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日とする場合があります。
9　需給契約の単位 当社は，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合を除き，1 需要場所について 1 契約種別を適用して，1 需給契約を結びます。	9　需給契約の単位 当社は，原則として，1 需要場所について 1 契約種別を適用して，1 需給契約を結びます。ただし，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当該一般送配電事業者等が技術上，保安上適当と認めたときを除きます。

10　供給の開始 (1)　当該一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には，電気の供給は開始されません。 （略）	10　供給の開始 (1)　当該一般送配電事業者等所定の手続きが完了しない場合には，電気の供給は開始されません。 （略）
14　検針 検針は，お客さまごとに，原則として，各月ごとに当該一般送配電事業者が行います。	14　検針 検針は，お客さまごとに，原則として，各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。
16　使用電力量の計量 (1)　当社は，当該一般送配電事業者による検針によって計量された使用電力量により，15（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は，算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 （略）	16　使用電力量の計量 (1)　当社は，当該一般送配電事業者等による検針によって計量された使用電力量により，15（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は，算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 （略）
22　需要場所への立入りによる業務の実施 当社または当該一般送配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1)　需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 （略） (6)　その他本約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	22　需要場所への立入りによる業務の実施 当社または当該一般送配電事業者等は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1)　需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 （略） (6)　その他本約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
23　違約金 (1)　お客さまが以下の各号のいずれかに該当したことより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けることがあります。 イ　電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用，または電気を使用された場合	23　違約金 (1)　お客さまが以下の各号のいずれかに該当したことより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けることがあります。 イ　電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者等の電線路を使用，または電気を使用された場合

（略）	（略）
24　供給の停止または使用の制限もしくは中止 　　託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者は，供給時間中にお客さまへの電気の供給を停止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。この場合，当社は，料金の減額は行いません。	24　供給の停止または使用の制限もしくは中止 　　託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，供給時間中にお客さまへの電気の供給を停止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。この場合，当社は，料金の減額は行いません。
25　損害賠償および債務の履行の免責 (1)　10（供給の開始）(3)によって供給の開始日を変更した場合，または託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者が接続供給を停止し，もしくは電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。 （略）	25　損害賠償および債務の履行の免責 (1)　10（供給の開始）(3)によって供給の開始日を変更した場合，または託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し，もしくは電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。 （略）
26　設備の賠償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 （略）	26　設備の賠償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 （略）
30　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 (1) お客さまが，契約電流または契約容量を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合において，当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は，その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。 (2) お客さまが，電気の使用を開始され，その後，契約電流，契約容量の変更を行い，または需給契約を終了する場合に，当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は，その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。	30　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 (1) お客さまが，契約電流または契約容量を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合において，当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から料金の精算を求められた場合は，その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。 (2) お客さまが，電気の使用を開始され，その後，契約電流，契約容量の変更を行い，または需給契約を終了する場合に，当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から工事費の精算を求められた場合は，その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
33　供給設備等の施設	33　供給設備等の施設

(1)　需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備，引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。），計量器等の施設については，託送約款等に基づき，当該一般送配電事業者の責任で施設いたします。この場合，お客さまには，託送約款等に基づき当該施設に協力していただくとともに，当該一般送配電事業者から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は，当社が負担した工事費等について，お客さまから申し受けることがあります。 (2)　付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，託送約款等に基づき当該一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。 （略）	(1)　需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備，引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。），計量器等の施設については，託送約款等に基づき，当該一般送配電事業者等の責任で施設いたします。この場合，お客さまには，託送約款等に基づき当該施設に協力していただくとともに，当該一般送配電事業者等から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は，当社が負担した工事費等について，お客さまから申し受けることがあります。 (2)　付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等が付帯設備を無償で使用できるものといたします。 （略）
34　工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し，もしくは契約容量等を増加され，これにともない新たに供給設備を施設する場合，または，新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで，お客さまの希望により供給設備を変更する場合で，当社が託送約款等に基づいて，当該一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は，当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。	34　工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し，もしくは契約容量等を増加され，これにともない新たに供給設備を施設する場合，または，新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで，お客さまの希望により供給設備を変更する場合で，当社が託送約款等に基づいて，当該一般送配電事業者等から工事費の負担を求められた場合は，当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。
36　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，託送約款等に基づいて当該一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。 なお，実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を申し受ける場合があります。	36　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，託送約款等に基づいて当該一般送配電事業者等から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。 なお，実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を申し受ける場合があります。
附　　則 1　本約款の実施期日 本約款は，2023 年 2 月 22 日から実施いたします。	附　　則 1　本約款の実施期日 本約款は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔8〕■　でんき契約約款料金表（いいだのでんき）

<table>
<tr><th>改定前（旧）</th><th>改定後（新）</th></tr>
<tr><td>
1　契約種別
（1）　この料金表の契約種別は，次のとおりといたします。なお，提供エリアは，でんき約款別表２（提供エリア）のとおりです。
（略）
１－１　いいだのでんき M
（略）
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
(3) 契約電流または最大需要容量
<table>
<tr><td>北海道，東北，東京，北陸，九州</td><td>イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
ロ 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</td></tr>
</table>
</td><td>
1　契約種別
（1）　この料金表の契約種別は，次のとおりといたします。なお，提供エリアは，でんき約款別表２（提供エリア）のとおりです。
（略）
１－１　いいだのでんき M
（略）
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
(3) 契約電流または最大需要容量
<table>
<tr><td>北海道，東北，東京，北陸，九州</td><td>イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
ロ 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

四国	ハ 最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって定めます。

（略）

１－２　いいだのでんきＬ

（略）

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社または当該一般送配電事業者が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

（略）

２　いいだのでんきＭ料金表

(1) いいだのでんきＭ（北海道）

イ　基本料金

四国	ハ 最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。

（略）

１－２　いいだのでんきＬ

（略）

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

（略）

２　いいだのでんきＭ料金表

(1) いいだのでんきＭ（北海道）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	310.00円（341.00円）
契約電流15アンペア	465.00円（511.50円）
契約電流20アンペア	620.00円（682.00円）
契約電流30アンペア	930.00円（1,023.00円）
契約電流40アンペア	1,240.00円（1,364.00円）
契約電流50アンペア	1,550.00円（1,705.00円）
契約電流60アンペア	1,860.00円（2,046.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる １ キロワット時につき	30.89円（33.97円）

（略）

(2) いいだのでんきＭ（東北）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	300.00円（330.00円）
契約電流15アンペア	450.00円（495.00円）

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	340.00円（374.00円）
契約電流15アンペア	510.00円（561.00円）
契約電流20アンペア	680.00円（748.00円）
契約電流30アンペア	1,020.00円（1,122.00円）
契約電流40アンペア	1,360.00円（1,496.00円）
契約電流50アンペア	1,700.00円（1,870.00円）
契約電流60アンペア	2,040.00円（2,244.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる １ キロワット時につき	31.23円（34.35円）

（略）

(2) いいだのでんきＭ（東北）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	336.00円（369.60円）
契約電流15アンペア	504.00円（554.40円）

契約電流20アンペア	600.00円（660.00円）
契約電流30アンペア	900.00円（990.00円）
契約電流40アンペア	1,200.00円（1,320.00円）
契約電流50アンペア	1,500.00円（1,650.00円）
契約電流60アンペア	1,800.00円（1,980.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　1　キロワット時につき	16.88円（18.56円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	23.02円（25.32円）
300キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	26.61円（29.27円）

（略）

(3)　いいだのでんきＭ（東京）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	260.00円（286.00円）
契約電流15アンペア	390.00円（429.00円）
契約電流20アンペア	520.00円（572.00円）
契約電流30アンペア	780.00円（858.00円）
契約電流40アンペア	1,040.00円（1,144.00円）
契約電流50アンペア	1,300.00円（1,430.00円）
契約電流60アンペア	1,560.00円（1,716.00円）

契約電流20アンペア	672.00円（739.20円）
契約電流30アンペア	1,008.00円（1,108.80円）
契約電流40アンペア	1,344.00円（1,478.40円）
契約電流50アンペア	1,680.00円（1,848.00円）
契約電流60アンペア	2,016.00円（2,217.60円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　1　キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	26.91円（29.60円）

（略）

(3)　いいだのでんきＭ（東京）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	268.40円（295.24円）
契約電流15アンペア	402.60円（442.86円）
契約電流20アンペア	536.80円（590.48円）
契約電流30アンペア	805.20円（885.72円）
契約電流40アンペア	1,073.60円（1,180.96円）
契約電流50アンペア	1,342.00円（1,476.20円）
契約電流60アンペア	1,610.40円（1,771.44円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	18.07円（19.87円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円（26.47円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	27.79円（30.56円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および７（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	214.39円（235.82円）

(4) いいだのでんきＭ（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	220.00円（242.00円）
契約電流15アンペア	330.00円（363.00円）
契約電流20アンペア	440.00円（484.00円）
契約電流30アンペア	660.00円（726.00円）
契約電流40アンペア	880.00円（968.00円）
契約電流50アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流60アンペア	1,320.00円（1,452.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	27.81円（30.59円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および７（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円（240.71円）

(4) いいだのでんきＭ（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	275.00円（302.50円）
契約電流15アンペア	412.50円（453.75円）
契約電流20アンペア	550.00円（605.00円）
契約電流30アンペア	825.00円（907.50円）
契約電流40アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流50アンペア	1,375.00円（1,512.50円）
契約電流60アンペア	1,650.00円（1,815.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　1　キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	21.30円（23.43円）

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および７（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	164.81円（181.29円）

(5)　いいだのでんきＭ（四国）

最低料金および電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374.00円（411.40円）
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの　1　キロワット時につき	18.51円（20.36円）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	24.53円（26.98円）
	300キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	27.72円（30.49円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　1　キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	21.65円（23.81円）

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および７（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円（241.79円）

(5)　いいだのでんきＭ（四国）

最低料金および電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円（564.96円）
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの　1　キロワット時につき	18.93円（20.82円）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	24.95円（27.44円）
	300キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	28.14円（30.95円）

(6) いいだのでんきM（九州）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円（297.00円）
契約電流15アンペア	405.00円（445.50円）
契約電流20アンペア	540.00円（594.00円）
契約電流30アンペア	810.00円（891.00円）
契約電流40アンペア	1,080.00円（1,188.00円）
契約電流50アンペア	1,350.00円（1,485.00円）
契約電流60アンペア	1,620.00円（1,782.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円（17.45円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円（23.05円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円（26.04円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	286.16円（314.77円）

(6) いいだのでんきM（九州）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	287.49円（316.23円）
契約電流15アンペア	431.23円（474.35円）
契約電流20アンペア	574.98円（632.47円）
契約電流30アンペア	862.47円（948.71円）
契約電流40アンペア	1,149.96円（1,264.95円）
契約電流50アンペア	1,437.45円（1,581.19円）
契約電流60アンペア	1,724.94円（1,897.43円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円（23.87円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円（26.87円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	303.87円（334.25円）

3 いいだのでんきＬ料金表

(1) いいだのでんきＬ（北海道）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円（341.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる １ キロワット時につき	30.89円（33.97円）

(2) いいだのでんきＬ（東北）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.00円（330.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.88円（18.56円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円（25.32円）

3 いいだのでんきＬ料金表

(1) いいだのでんきＬ（北海道）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円（374.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる １ キロワット時につき	31.23円（34.35円）

(2) いいだのでんきＬ（東北）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円（369.60円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）

300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円（29.27円）

(3) いいだのでんきＬ（東京）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円（19.87円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円（26.47円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円（30.56円）

(4) いいだのでんきＬ（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円（242.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ	19.75円（21.72円）

300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円（29.60円）

(3) いいだのでんきＬ（東京）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円（30.59円）

(4) いいだのでんきＬ（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円（302.50円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ	20.10円（22.11円）

ワット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円（23.43円）

(5) いいだのでんきＬ（九州）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円（297.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円（17.45円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円（23.05円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円（26.04円）

7 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。

（略）

8 燃料費調整

（略）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

ワット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

(5) いいだのでんきＬ（九州）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円（316.23円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円（23.87円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円（26.87円）

7 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。

（略）

8 燃料費調整

（略）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

（略） 　ハ　離島基準燃料価格は，52,500 円といたします。 （略）	（略） 　ハ　離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。 （略）
附　　則（実施期日） この料金表は，2022 年 12 月 1 日から実施いたします。	**附　　則（実施期日）** この料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔9〕■　でんき契約約款料金表（BIGLOBE でんき）

<table>
<tr><th>改定前（旧）</th><th>改定後（新）</th></tr>
<tr><td>
1　契約種別
（略）
１－１　BIGLOBE でんき M
（略）
(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3)　契約電流または最大需要容量
<table>
<tr><td>北海道，東北，東京，北陸，九州</td><td>イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
ロ 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</td></tr>
<tr><td>四国</td><td>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送</td></tr>
</table>
</td><td>
1　契約種別
（略）
１－１　BIGLOBE でんき M
（略）
(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
(3)　契約電流または最大需要容量
<table>
<tr><td>北海道，東北，東京，北陸，九州</td><td>イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
ロ 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</td></tr>
<tr><td>四国</td><td>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

配電事業者との協議によって定めます。 （略） １－２　BIGLOBE でんき L （略） (2)供給電気方式，供給電圧および周波数 　　供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社または当該一般送配電事業者が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお，当社または当該一般送配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 （略）	配電事業者等との協議によって定めます。 （略） １－２　BIGLOBE でんき L （略） (2)供給電気方式，供給電圧および周波数 　　供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 （略）
2　BIGLOBE でんきM料金表 (1) BIGLOBE でんきM（北海道） イ 基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	**2　BIGLOBE でんきM料金表** (1) BIGLOBE でんきM（北海道） イ 基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	310.00円（341.00円）
契約電流15アンペア	465.00円（511.50円）
契約電流20アンペア	620.00円（682.00円）
契約電流30アンペア	930.00円（1,023.00円）
契約電流40アンペア	1,240.00円（1,364.00円）
契約電流50アンペア	1,550.00円（1,705.00円）
契約電流60アンペア	1,860.00円（2,046.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　1　キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1　キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	30.89円（33.97円）

（略）

(2)　BIGLOBE でんきＭ（東北）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	300.00円（330.00円）
契約電流15アンペア	450.00円（495.00円）
契約電流20アンペア	600.00円（660.00円）
契約電流30アンペア	900.00円（990.00円）

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	340.00円（374.00円）
契約電流15アンペア	510.00円（561.00円）
契約電流20アンペア	680.00円（748.00円）
契約電流30アンペア	1,020.00円（1,122.00円）
契約電流40アンペア	1,360.00円（1,496.00円）
契約電流50アンペア	1,700.00円（1,870.00円）
契約電流60アンペア	2,040.00円（2,244.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　1　キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1　キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	31.23円（34.35円）

（略）

(2)　BIGLOBE でんきＭ（東北）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	336.00円（369.60円）
契約電流15アンペア	504.00円（554.40円）
契約電流20アンペア	672.00円（739.20円）
契約電流30アンペア	1,008.00円（1,108.80円）

契約電流40アンペア	1,200.00円（1,320.00円）
契約電流50アンペア	1,500.00円（1,650.00円）
契約電流60アンペア	1,800.00円（1,980.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　1　キロワット時につき	16.88円（18.56円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	23.02円（25.32円）
300キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	26.61円（29.27円）

（略）

(3)　BIGLOBE でんきＭ（東京）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	260.00円（286.00円）
契約電流15アンペア	390.00円（429.00円）
契約電流20アンペア	520.00円（572.00円）
契約電流30アンペア	780.00円（858.00円）
契約電流40アンペア	1,040.00円（1,144.00円）
契約電流50アンペア	1,300.00円（1,430.00円）
契約電流60アンペア	1,560.00円（1,716.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

契約電流40アンペア	1,344.00円（1,478.40円）
契約電流50アンペア	1,680.00円（1,848.00円）
契約電流60アンペア	2,016.00円（2,217.60円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　1　キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	26.91円（29.60円）

（略）

(3)　BIGLOBE でんきＭ（東京）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	268.40円（295.24円）
契約電流15アンペア	402.60円（442.86円）
契約電流20アンペア	536.80円（590.48円）
契約電流30アンペア	805.20円（885.72円）
契約電流40アンペア	1,073.60円（1,180.96円）
契約電流50アンペア	1,342.00円（1,476.20円）
契約電流60アンペア	1,610.40円（1,771.44円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円（19.87円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円（26.47円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円（30.56円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	214.39円（235.82円）

(4) BIGLOBE でんきM（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	220.00円（242.00円）
契約電流15アンペア	330.00円（363.00円）
契約電流20アンペア	440.00円（484.00円）
契約電流30アンペア	660.00円（726.00円）
契約電流40アンペア	880.00円（968.00円）
契約電流50アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流60アンペア	1,320.00円（1,452.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円（30.59円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円（240.71円）

(4) BIGLOBE でんきM（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	275.00円（302.50円）
契約電流15アンペア	412.50円（453.75円）
契約電流20アンペア	550.00円（605.00円）
契約電流30アンペア	825.00円（907.50円）
契約電流40アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流50アンペア	1,375.00円（1,512.50円）
契約電流60アンペア	1,650.00円（1,815.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円（23.43円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	164.81円（181.29円）

(5) BIGLOBE でんきM（四国）

最低料金および電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374.00円（411.40円）
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.51円（20.36円）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.53円（26.98円）
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.72円（30.49円）

(6) BIGLOBE でんきM（九州）

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円（241.79円）

(5) BIGLOBE でんきM（四国）

最低料金および電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円（564.96円）
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.93円（20.82円）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円（27.44円）
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.14円（30.95円）

(6) BIGLOBE でんきM（九州）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円（297.00円）
契約電流15アンペア	405.00円（445.50円）
契約電流20アンペア	540.00円（594.00円）
契約電流30アンペア	810.00円（891.00円）
契約電流40アンペア	1,080.00円（1,188.00円）
契約電流50アンペア	1,350.00円（1,485.00円）
契約電流60アンペア	1,620.00円（1,782.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	15.87円（17.45円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円（23.05円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	23.68円（26.04円）

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および７（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	286.16円（314.77円）

3　BIGLOBE でんきＬ料金表

(1)　BIGLOBE でんきＬ（北海道）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	287.49円（316.23円）
契約電流15アンペア	431.23円（474.35円）
契約電流20アンペア	574.98円（632.47円）
契約電流30アンペア	862.47円（948.71円）
契約電流40アンペア	1,149.96円（1,264.95円）
契約電流50アンペア	1,437.45円（1,581.19円）
契約電流60アンペア	1,724.94円（1,897.43円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円（23.87円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	24.43円（26.87円）

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および７（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	303.87円（334.25円）

3　BIGLOBE でんきＬ料金表

(1)　BIGLOBE でんきＬ（北海道）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円（341.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる １ キロワット時につき	30.89円（33.97円）

(2)　BIGLOBE でんきＬ（東北）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.00円（330.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.88円（18.56円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円（25.32円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	26.61円（29.27円）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円（374.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる １ キロワット時につき	31.23円（34.35円）

(2)　BIGLOBE でんきＬ（東北）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円（369.60円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	26.91円（29.60円）

(3)　BIGLOBE でんきＬ（東京）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	18.07円（19.87円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円（26.47円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	27.79円（30.56円）

(4)　BIGLOBE でんきＬ（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円（242.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	21.30円（23.43円）

(3)　BIGLOBE でんきＬ（東京）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	27.81円（30.59円）

(4)　BIGLOBE でんきＬ（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円（302.50円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	21.65円（23.81円）

(5)　BIGLOBE でんきＬ（九州）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円（297.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	15.87円（17.45円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円（23.05円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	23.68円（26.04円）

7　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。

（略）

8　燃料費調整

（略）

(3)　離島ユニバーサルサービス調整

（略）

ハ　離島基準燃料価格は，52,500 円といたします。

(5)　BIGLOBE でんきＬ（九州）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円（316.23円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円（23.87円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	24.43円（26.87円）

7　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。

（略）

8　燃料費調整

（略）

(3)　離島ユニバーサルサービス調整

（略）

ハ　離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。

（略）	（略）
附　　則（実施期日） この料金表は，2022 年 12 月 1 日から実施いたします。	**附　　則（実施期日）** この料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔10〕■　でんき契約約款料金表（UQ でんき）

<table>
<tr><th>改定前（旧）</th><th>改定後（新）</th></tr>
<tr><td>
1　契約種別
（略）
１－１　UQ でんき M
（略）
(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3)　契約電流または最大需要容量
<table>
<tr><td>北海道，東北，東京，北陸，九州</td><td>イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
ロ 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</td></tr>
<tr><td>四国</td><td>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</td></tr>
</table>
</td><td>
1　契約種別
（略）
１－１　UQ でんき M
（略）
(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
(3)　契約電流または最大需要容量
<table>
<tr><td>北海道，東北，東京，北陸，九州</td><td>イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
ロ 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</td></tr>
<tr><td>四国</td><td>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

般送配電事業者との協議によって定めます。 （略） １－２　UQ でんきＬ （略） (2)供給電気方式，供給電圧および周波数 　　供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社または当該一般送配電事業者が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお，当社または当該一般送配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 （略）	般送配電事業者等との協議によって定めます。 （略） １－２　UQ でんきＬ （略） (2)供給電気方式，供給電圧および周波数 　　供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 （略）
2　UQ でんきM料金表 (1)　UQ でんきＭ（北海道） イ 基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	**2　UQ でんきM料金表** (1)　UQ でんきＭ（北海道） イ 基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	310.00円（341.00円）
契約電流15アンペア	465.00円（511.50円）
契約電流20アンペア	620.00円（682.00円）
契約電流30アンペア	930.00円（1,023.00円）
契約電流40アンペア	1,240.00円（1,364.00円）
契約電流50アンペア	1,550.00円（1,705.00円）
契約電流60アンペア	1,860.00円（2,046.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　１　キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1　キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる　１　キロワット時につき	30.89円（33.97円）

（略）

(2)　UQでんきM（東北）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	300.00円（330.00円）
契約電流15アンペア	450.00円（495.00円）
契約電流20アンペア	600.00円（660.00円）
契約電流30アンペア	900.00円（990.00円）

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	340.00円（374.00円）
契約電流15アンペア	510.00円（561.00円）
契約電流20アンペア	680.00円（748.00円）
契約電流30アンペア	1,020.00円（1,122.00円）
契約電流40アンペア	1,360.00円（1,496.00円）
契約電流50アンペア	1,700.00円（1,870.00円）
契約電流60アンペア	2,040.00円（2,244.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　１　キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1　キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる　１　キロワット時につき	31.23円（34.35円）

（略）

(2)　UQでんきM（東北）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	336.00円（369.60円）
契約電流15アンペア	504.00円（554.40円）
契約電流20アンペア	672.00円（739.20円）
契約電流30アンペア	1,008.00円（1,108.80円）

契約電流40アンペア	1,200.00円（1,320.00円）
契約電流50アンペア	1,500.00円（1,650.00円）
契約電流60アンペア	1,800.00円（1,980.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　1　キロワット時につき	16.88円（18.56円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	23.02円（25.32円）
300キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	26.61円（29.27円）

（略）

(3)　UQ でんきＭ（東京）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	260.00円（286.00円）
契約電流15アンペア	390.00円（429.00円）
契約電流20アンペア	520.00円（572.00円）
契約電流30アンペア	780.00円（858.00円）
契約電流40アンペア	1,040.00円（1,144.00円）
契約電流50アンペア	1,300.00円（1,430.00円）
契約電流60アンペア	1,560.00円（1,716.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

契約電流40アンペア	1,344.00円（1,478.40円）
契約電流50アンペア	1,680.00円（1,848.00円）
契約電流60アンペア	2,016.00円（2,217.60円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　1　キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	26.91円（29.60円）

（略）

(3)　UQ でんきＭ（東京）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	268.40円（295.24円）
契約電流15アンペア	402.60円（442.86円）
契約電流20アンペア	536.80円（590.48円）
契約電流30アンペア	805.20円（885.72円）
契約電流40アンペア	1,073.60円（1,180.96円）
契約電流50アンペア	1,342.00円（1,476.20円）
契約電流60アンペア	1,610.40円（1,771.44円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円（19.87円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円（26.47円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円（30.56円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	214.39円（235.82円）

（４） UQ でんきM（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	220.00円（242.00円）
契約電流15アンペア	330.00円（363.00円）
契約電流20アンペア	440.00円（484.00円）
契約電流30アンペア	660.00円（726.00円）
契約電流40アンペア	880.00円（968.00円）
契約電流50アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流60アンペア	1,320.00円（1,452.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円（30.59円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 9 （再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円（240.71円）

（４） UQ でんきM（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	275.00円（302.50円）
契約電流15アンペア	412.50円（453.75円）
契約電流20アンペア	550.00円（605.00円）
契約電流30アンペア	825.00円（907.50円）
契約電流40アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流50アンペア	1,375.00円（1,512.50円）
契約電流60アンペア	1,650.00円（1,815.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円（23.43円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	164.81円（181.29円）

（5） UQ でんきM（四国）

最低料金および電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374.00円（411.40円）
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.51円（20.36円）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.53円（26.98円）
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.72円（30.49円）

（6） UQ でんきM（九州）

イ 基本料金

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円（241.79円）

（5） UQ でんきM（四国）

最低料金および電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円（564.96円）
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.93円（20.82円）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円（27.44円）
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.14円（30.95円）

（6） UQ でんきM（九州）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円（297.00円）
契約電流15アンペア	405.00円（445.50円）
契約電流20アンペア	540.00円（594.00円）
契約電流30アンペア	810.00円（891.00円）
契約電流40アンペア	1,080.00円（1,188.00円）
契約電流50アンペア	1,350.00円（1,485.00円）
契約電流60アンペア	1,620.00円（1,782.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	15.87円（17.45円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円（23.05円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	23.68円（26.04円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および９（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	286.16円（314.77円）

3 UQでんきＬ料金表

(1) UQでんきＬ（北海道）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	287.49円（316.23円）
契約電流15アンペア	431.23円（474.35円）
契約電流20アンペア	574.98円（632.47円）
契約電流30アンペア	862.47円（948.71円）
契約電流40アンペア	1,149.96円（1,264.95円）
契約電流50アンペア	1,437.45円（1,581.19円）
契約電流60アンペア	1,724.94円（1,897.43円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円（23.87円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	24.43円（26.87円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および９（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	303.87円（334.25円）

3 UQでんきＬ料金表

(1) UQでんきＬ（北海道）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円（341.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円（33.97円）

(2) UQ でんき L（東北）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.00円（330.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円（18.56円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円（25.32円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円（29.27円）

(3) UQ でんき L（東京）

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円（374.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）

(2) UQ でんき L（東北）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円（369.60円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円（29.60円）

(3) UQ でんき L（東京）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	18.07円（19.87円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円（26.47円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	27.79円（30.56円）

（４）　UQ でんきＬ（北陸）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円（242.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	21.30円（23.43円）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	27.81円（30.59円）

（４）　UQ でんきＬ（北陸）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円（302.50円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	21.65円（23.81円）

（５） UQ でんきＬ（九州）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円（297.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	15.87円（17.45円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円（23.05円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	23.68円（26.04円）

9 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の ４ 月の検針日から翌年の ４ 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。

（略）

10 燃料費調整

（略）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

（略）

ハ 離島基準燃料価格は，52,500 円といたします。

（略）

（５） UQ でんきＬ（九州）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円（316.23円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円（23.87円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	24.43円（26.87円）

9 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の ４ 月の検針日から翌年の ４ 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。

（略）

10 燃料費調整

（略）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

（略）

ハ 離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。

（略）

附　　則（実施期日） この料金表は，2023 年 2 月 22 日から実施いたします。	**附　　則（実施期日）** この料金表は，2023 年 4 月 1 日 2023 年 2 月 22 日から実施いたします。

〔11〕■　でんき契約約款料金表（じぶんでんき）

<table>
<tr><th>改定前（旧）</th><th>改定後（新）</th></tr>
<tr>
<td>
1　契約種別
（略）
１－１　じぶんでんき M
（略）
(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3)　契約電流または最大需要容量
<table>
<tr><td>北海道，東北，北陸，九州</td><td>イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
ロ 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</td></tr>
<tr><td>四国</td><td>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって定めます。</td></tr>
</table>
（略）
</td>
<td>
1　契約種別
（略）
１－１　じぶんでんき M
（略）
(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
(3)　契約電流または最大需要容量
<table>
<tr><td>北海道，東北，北陸，九州</td><td>イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
ロ 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</td></tr>
<tr><td>四国</td><td>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。</td></tr>
</table>
（略）
</td>
</tr>
</table>

１－２　じぶんでんきＬ （略） (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社または当該一般送配電事業者が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお，当社または当該一般送配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 （略）	１－２　じぶんでんきＬ （略） (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 （略）
１－３　じぶんでんきオール電化プランＳ （略） (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式 標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供 給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとする	１－３　じぶんでんきオール電化プランＳ （略） (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式 標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供 給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとする

ことがあります。 (3) 契約電流または最大需要容量 （略） ロ 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」と言います。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用 する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限 する計量器を取り付けないことがあります。 （略） １－４ じぶんでんきオール電化プラン L （略） (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし， 周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開 閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業 者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社 または当該一般送配電事業者が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお，当社または当該一般送配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて 確認いたします。	ことがあります。 (3) 契約電流または最大需要容量 （略） ロ 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」と言います。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用 する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限 する計量器を取り付けないことがあります。 （略） １－４ じぶんでんきオール電化プラン L （略） (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし， 周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開 閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業 者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社 または当該一般送配電事業者等が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて 確認いたします。

（略）

2　じぶんでんきM料金表

(1) じぶんでんきM（北海道）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	310.00円（341.00円）
契約電流15アンペア	465.00円（511.50円）
契約電流20アンペア	620.00円（682.00円）
契約電流30アンペア	930.00円（1,023.00円）
契約電流40アンペア	1,240.00円（1,364.00円）
契約電流50アンペア	1,550.00円（1,705.00円）
契約電流60アンペア	1,860.00円（2,046.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円（33.97円）

（略）

(2) じぶんでんきM（東北）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	300.00円（330.00円）

（略）

2　じぶんでんきM料金表

(1) じぶんでんきM（北海道）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	340.00円（374.00円）
契約電流15アンペア	510.00円（561.00円）
契約電流20アンペア	680.00円（748.00円）
契約電流30アンペア	1,020.00円（1,122.00円）
契約電流40アンペア	1,360.00円（1,496.00円）
契約電流50アンペア	1,700.00円（1,870.00円）
契約電流60アンペア	2,040.00円（2,244.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）

（略）

(2) じぶんでんきM（東北）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	336.00円（369.60円）

契約電流15アンペア	450.00円（495.00円）
契約電流20アンペア	600.00円（660.00円）
契約電流30アンペア	900.00円（990.00円）
契約電流40アンペア	1,200.00円（1,320.00円）
契約電流50アンペア	1,500.00円（1,650.00円）
契約電流60アンペア	1,800.00円（1,980.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　１　キロワット時につき	16.88円（18.56円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	23.02円（25.32円）
300キロワット時をこえる　１　キロワット時につき	26.61円（29.27円）

（略）

(3)　じぶんでんきＭ（北陸）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	220.00円（242.00円）
契約電流15アンペア	330.00円（363.00円）
契約電流20アンペア	440.00円（484.00円）
契約電流30アンペア	660.00円（726.00円）
契約電流40アンペア	880.00円（968.00円）
契約電流50アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流60アンペア	1,320.00円（1,452.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

契約電流15アンペア	504.00円（554.40円）
契約電流20アンペア	672.00円（739.20円）
契約電流30アンペア	1,008.00円（1,108.80円）
契約電流40アンペア	1,344.00円（1,478.40円）
契約電流50アンペア	1,680.00円（1,848.00円）
契約電流60アンペア	2,016.00円（2,217.60円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　１　キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる　１　キロワット時につき	26.91円（29.60円）

（略）

(3)　じぶんでんきＭ（北陸）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	275.00円（302.50円）
契約電流15アンペア	412.50円（453.75円）
契約電流20アンペア	550.00円（605.00円）
契約電流30アンペア	825.00円（907.50円）
契約電流40アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流50アンペア	1,375.00円（1,512.50円）
契約電流60アンペア	1,650.00円（1,815.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円（23.43円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および９（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	164.81円（181.29円）

(4) じぶんでんきＭ（四国）

最低料金および電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374.00円（411.40円）
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.51円（20.36円）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.53円（26.98円）
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.72円（30.49円）

(5) じぶんでんきＭ（九州）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円（297.00円）

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および９（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円（241.79円）

(4) じぶんでんきＭ（四国）

最低料金および電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円（564.96円）
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.93円（20.82円）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円（27.44円）
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.14円（30.95円）

(5) じぶんでんきＭ（九州）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	287.49円（316.23円）

契約電流15アンペア	405.00円（445.50円）
契約電流20アンペア	540.00円（594.00円）
契約電流30アンペア	810.00円（891.00円）
契約電流40アンペア	1,080.00円（1,188.00円）
契約電流50アンペア	1,350.00円（1,485.00円）
契約電流60アンペア	1,620.00円（1,782.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　1　キロワット時につき	15.87円（17.45円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	20.96円（23.05円）
300キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	23.68円（26.04円）

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および９（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	286.16円（314.77円）

3　じぶんでんきＬ料金表

(1)　じぶんでんきＬ（北海道）

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円（341.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

契約電流15アンペア	431.23円（474.35円）
契約電流20アンペア	574.98円（632.47円）
契約電流30アンペア	862.47円（948.71円）
契約電流40アンペア	1,149.96円（1,264.95円）
契約電流50アンペア	1,437.45円（1,581.19円）
契約電流60アンペア	1,724.94円（1,897.43円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　1　キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	21.70円（23.87円）
300キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	24.43円（26.87円）

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および９（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	303.87円（334.25円）

3　じぶんでんきＬ料金表

(1)　じぶんでんきＬ（北海道）

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円（374.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円（33.97円）

(2)　じぶんでんきＬ（東北）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.00円（330.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円（18.56円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円（25.32円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円（29.27円）

(3)　じぶんでんきＬ（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円（242.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円（17.83円）

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）

(2)　じぶんでんきＬ（東北）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円（369.60円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円（29.60円）

(3)　じぶんでんきＬ（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円（302.50円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円（23.43円）

(4)　じぶんでんきＬ（九州）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円（297.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円（17.45円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円（23.05円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円（26.04円）

４ じぶんでんきオール電化プランＳ料金表

(1) じぶんでんきオール電化プランＳ（東京）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	260.00 円（286.00 円）
契約電流 15 アンペア	390.00 円（429.00 円）
契約電流 20 アンペア	520.00 円（572.00 円）
契約電流 30 アンペア	780.00 円（858.00 円）
契約電流 40 アンペア	1,040.00 円（1,144.00 円）
契約電流 50 アンペア	1,300.00 円（1,430.00 円）

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

(4)　じぶんでんきＬ（九州）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円（316.23円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円（23.87円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円（26.87円）

４ じぶんでんきオール電化プランＳ料金表

(1) じぶんでんきオール電化プランＳ（東京）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	268.40 円（295.24 円）
契約電流 15 アンペア	402.60 円（442.86 円）
契約電流 20 アンペア	536.80 円（590.48 円）
契約電流 30 アンペア	805.20 円（885.72 円）
契約電流 40 アンペア	1,073.60 円（1,180.96 円）
契約電流 50 アンペア	1,342.00 円（1,476.20 円）

契約電流 60 アンペア	1,560.00 円（1,716.00 円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　夜間時間

夜間時間は，毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	16.16 円（17.77 円）

(ﾛ)　その他時間

その他時間は，毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	23.45 円（25.79 円）

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 9 （再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	214.40 円（235.84 円）

5　じぶんでんきオール電化プラン L 料金表

(1)　じぶんでんきオール電化プラン L（東京）

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	260.00 円（286.00 円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　夜間時間

夜間時間は，毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）

契約電流 60 アンペア	1,610.40 円（1,771.44 円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　夜間時間

夜間時間は，毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	16.70 円（18.37 円）

(ﾛ)　その他時間

その他時間は，毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	23.51 円（25.86 円）

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 9 （再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	218.83 円（240.71 円）

5　じぶんでんきオール電化プラン L 料金表

(1)　じぶんでんきオール電化プラン L（東京）

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	268.40 円（295.24 円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　夜間時間

夜間時間は，毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）

<table>
<tr>
<td>
<table>
<tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16.16 円（17.77 円）</td></tr>
</table>
(ロ) その他時間
その他時間は，毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。
<table>
<tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr>
<tr><td>1 キロワット時につき</td><td>23.45 円（25.79 円）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16.70 円（18.37 円）</td></tr>
</table>
(ロ) その他時間
その他時間は，毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。
<table>
<tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr>
<tr><td>1 キロワット時につき</td><td>23.51 円（25.86 円）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>9 再生可能エネルギー発電促進賦課金
（略）
(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。
（略）</td>
<td>9 再生可能エネルギー発電促進賦課金
（略）
(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。
（略）</td>
</tr>
<tr>
<td>10 燃料費調整
（略）
(3) 離島ユニバーサルサービス調整
（略）
ハ 離島基準燃料価格は，52,500 円といたします。
（略）</td>
<td>10 燃料費調整
（略）
(3) 離島ユニバーサルサービス調整
（略）
ハ 離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。
（略）</td>
</tr>
<tr>
<td>附 則（実施期日）
この料金表は，2022 年 12 月 15 日から実施いたします。</td>
<td>附 則（実施期日）
この料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。</td>
</tr>
</table>

〔12〕■　でんき契約約款料金表

<table>
<tr><th>改定前（旧）</th><th>改定後（新）</th></tr>
<tr><td>
1　契約種別
（略）
１－１　プラン M
（略）
(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3)　契約電流または最大需要容量
<table>
<tr><td>北海道，東北，東京，中部，北陸，九州</td><td>イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
ロ 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</td></tr>
<tr><td>四国</td><td>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</td></tr>
</table>
</td><td>
1　契約種別
（略）
１－１　プラン M
（略）
(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
(3)　契約電流または最大需要容量
<table>
<tr><td>北海道，東北，東京，中部，北陸，九州</td><td>イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
ロ 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</td></tr>
<tr><td>四国</td><td>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

般送配電事業者との協議によって定めます。 （略） １－２　プランＬ （略） (2)　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3)　契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社または当該一般送配電事業者が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお，当社または当該一般送配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 （略）	般送配電事業者等との協議によって定めます。 （略） １－２　プランＬ （略） (2)　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3)　契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 （略）
２　プランＭ料金表 (1)プランＭ（北海道） イ　基本料金 基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	**２　プランＭ料金表** (1)プランＭ（北海道） イ　基本料金 基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	310.00円（341.00円）
契約電流15アンペア	465.00円（511.50円）
契約電流20アンペア	620.00円（682.00円）
契約電流30アンペア	930.00円（1,023.00円）
契約電流40アンペア	1,240.00円（1,364.00円）
契約電流50アンペア	1,550.00円（1,705.00円）
契約電流60アンペア	1,860.00円（2,046.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　１　キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1　キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる　１　キロワット時につき	30.89円（33.97円）

（略）

(2)　プランM（東北）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	300.00円（330.00円）
契約電流15アンペア	450.00円（495.00円）
契約電流20アンペア	600.00円（660.00円）
契約電流30アンペア	900.00円（990.00円）

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	340.00円（374.00円）
契約電流15アンペア	510.00円（561.00円）
契約電流20アンペア	680.00円（748.00円）
契約電流30アンペア	1,020.00円（1,122.00円）
契約電流40アンペア	1,360.00円（1,496.00円）
契約電流50アンペア	1,700.00円（1,870.00円）
契約電流60アンペア	2,040.00円（2,244.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　１　キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1　キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる　１　キロワット時につき	31.23円（34.35円）

（略）

(2)　プランM（東北）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	336.00円（369.60円）
契約電流15アンペア	504.00円（554.40円）
契約電流20アンペア	672.00円（739.20円）
契約電流30アンペア	1,008.00円（1,108.80円）

契約電流40アンペア	1,200.00円（1,320.00円）
契約電流50アンペア	1,500.00円（1,650.00円）
契約電流60アンペア	1,800.00円（1,980.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　1　キロワット時につき	16.88円（18.56円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	23.02円（25.32円）
300キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	26.61円（29.27円）

（略）

(3)　プランM（東京）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	260.00円（286.00円）
契約電流15アンペア	390.00円（429.00円）
契約電流20アンペア	520.00円（572.00円）
契約電流30アンペア	780.00円（858.00円）
契約電流40アンペア	1,040.00円（1,144.00円）
契約電流50アンペア	1,300.00円（1,430.00円）
契約電流60アンペア	1,560.00円（1,716.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

契約電流40アンペア	1,344.00円（1,478.40円）
契約電流50アンペア	1,680.00円（1,848.00円）
契約電流60アンペア	2,016.00円（2,217.60円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの　1　キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1　キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる　1　キロワット時につき	26.91円（29.60円）

（略）

(3)　プランM（東京）

イ　基本料金

基本料金は，１　月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	268.40円（295.24円）
契約電流15アンペア	402.60円（442.86円）
契約電流20アンペア	536.80円（590.48円）
契約電流30アンペア	805.20円（885.72円）
契約電流40アンペア	1,073.60円（1,180.96円）
契約電流50アンペア	1,342.00円（1,476.20円）
契約電流60アンペア	1,610.40円（1,771.44円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円（19.87円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円（26.47円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円（30.56円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	214.39円（235.82円）

(4)プランM（中部）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	260.00円（286.00円）
契約電流15アンペア	390.00円（429.00円）
契約電流20アンペア	520.00円（572.00円）
契約電流30アンペア	780.00円（858.00円）
契約電流40アンペア	1,040.00円（1,144.00円）
契約電流50アンペア	1,300.00円（1,430.00円）
契約電流60アンペア	1,560.00円（1,716.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円（30.59円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円（240.71円）

(4)プランM（中部）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円（297.00円）
契約電流15アンペア	405.00円（445.50円）
契約電流20アンペア	540.00円（594.00円）
契約電流30アンペア	810.00円（891.00円）
契約電流40アンペア	1,080.00円（1,188.00円）
契約電流50アンペア	1,350.00円（1,485.00円）
契約電流60アンペア	1,620.00円（1,782.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.12円（21.03円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.19円（25.50円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.87円（28.45円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	234.76円（258.23円）

(5) プランM（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	220.00円（242.00円）
契約電流15アンペア	330.00円（363.00円）
契約電流20アンペア	440.00円（484.00円）
契約電流30アンペア	660.00円（726.00円）
契約電流40アンペア	880.00円（968.00円）
契約電流50アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流60アンペア	1,320.00円（1,452.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39円（21.32円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.45円（25.79円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13円（28.74円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	241.87円（266.05円）

(5) プランM（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	275.00円（302.50円）
契約電流15アンペア	412.50円（453.75円）
契約電流20アンペア	550.00円（605.00円）
契約電流30アンペア	825.00円（907.50円）
契約電流40アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流50アンペア	1,375.00円（1,512.50円）
契約電流60アンペア	1,650.00円（1,815.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円（23.43円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	164.81円（181.29円）

(6) プランM（四国）

最低料金および電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374.00円（411.40円）
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.51円（20.36円）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.53円（26.98円）
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.72円（30.49円）

(7) プランM（九州）

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円（241.79円）

(6) プランM（四国）

最低料金および電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円（564.96円）
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.93円（20.82円）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円（27.44円）
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.14円（30.95円）

(7) プランM（九州）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円（297.00円）
契約電流15アンペア	405.00円（445.50円）
契約電流20アンペア	540.00円（594.00円）
契約電流30アンペア	810.00円（891.00円）
契約電流40アンペア	1,080.00円（1,188.00円）
契約電流50アンペア	1,350.00円（1,485.00円）
契約電流60アンペア	1,620.00円（1,782.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	15.87円（17.45円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円（23.05円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	23.68円（26.04円）

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および７（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	286.16円（314.77円）

３ プランＬ料金表

(1) プランＬ （北海道）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	287.49円（316.23円）
契約電流15アンペア	431.23円（474.35円）
契約電流20アンペア	574.98円（632.47円）
契約電流30アンペア	862.47円（948.71円）
契約電流40アンペア	1,149.96円（1,264.95円）
契約電流50アンペア	1,437.45円（1,581.19円）
契約電流60アンペア	1,724.94円（1,897.43円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円（23.87円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	24.43円（26.87円）

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および７（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	303.87円（334.25円）

３ プランＬ料金表

(1) プランＬ （北海道）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円（341.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる １ キロワット時につき	30.89円（33.97円）

(2) プランＬ（東北）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.00円（330.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.88円（18.56円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円（25.32円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	26.61円（29.27円）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円（374.00円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる １ キロワット時につき	31.23円（34.35円）

(2) プランＬ（東北）

イ　基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円（369.60円）

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	26.91円（29.60円）

(3) プランＬ（東京）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	18.07円（19.87円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円（26.47円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	27.79円（30.56円）

(3) プランＬ（東京）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	27.81円（30.59円）

(4) プランＬ（中部）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	19.12円（21.03円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.19円（25.50円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	25.87円（28.45円）

(4) プランＬ（中部）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円（297.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	19.39円（21.32円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.45円（25.79円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	26.13円（28.74円）

(5) プランＬ（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円（242.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	21.30円（23.43円）

(6) プランＬ（九州）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円（297.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	15.87円（17.45円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円（23.05円）

(5) プランＬ（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円（302.50円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	21.65円（23.81円）

(6) プランＬ（九州）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円（316.23円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円（23.87円）

	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円（26.04円）			300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円（26.87円）	

7 再生可能エネルギー発電促進賦課金 （略） (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。 （略）	**7 再生可能エネルギー発電促進賦課金** （略） (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。 （略）
8 燃料費調整 （略） (3) 離島ユニバーサルサービス調整 （略） ハ 離島基準燃料価格は，52,500 円といたします。 （略）	**8 燃料費調整** （略） (3) 離島ユニバーサルサービス調整 （略） ハ 離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。 （略）
附　　則（実施期日） この料金表は，2023 年 2 月 22 日から実施いたします。	**附　　則（実施期日）** この料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔13〕■　でんきサービスに関するポイント特典付与条件

<table>
<tr><th>改定前（旧）</th><th>改定後（新）</th></tr>
<tr><td>
第５条（本ポイントの付与）
（略）
２　当社は、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において、本件契約者の au ID に指定サービス（au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいいます。以下同じとします。）のいずれも紐づけて管理されていない場合、でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
<table>
<tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr>
<tr><td>５，０００円未満</td><td>０．５％</td></tr>
<tr><td>５，０００円以上８，０００円未満</td><td>２％</td></tr>
<tr><td>８，０００円以上</td><td>３％</td></tr>
</table>
（略）
４　当社は、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合、または第１２条第４項に該当する場合、本件対象額に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、第１項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
<table>
<tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr>
<tr><td>５，０００円未満</td><td>１％</td></tr>
<tr><td>５，０００円以上８，０００円未満</td><td>３％</td></tr>
</table>
</td><td>
第５条（本ポイントの付与）
（略）
２　当社は、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において、本件契約者の au ID に指定サービス（au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいいます。以下同じとします。）のいずれも紐づけて管理されていない場合、でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
<table>
<tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr>
<tr><td>8,000 円未満</td><td>0.5%</td></tr>
<tr><td>8,000 円以上</td><td>1%</td></tr>
</table>
（略）
４　当社は、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合、または第１２条第４項に該当する場合、本件対象額に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、第１項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
<table>
<tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr>
<tr><td>8,000 円未満</td><td>0.5%</td></tr>
<tr><td>8,000 円以上</td><td>1%</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

8，０００円以上	5％

（略）	（略）
第１２条（本ポイントの付与に係る特約） 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（ＵＱでんき）で定める契約種別である場合、第５条第２項及び第４項に定める指定サービスとは、第５条第２項及び第４項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいうものとします。	第１２条（本ポイントの付与に係る特約） 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（ＵＱでんき）で定める契約種別である場合、第５条第２項及び第４項に定める指定サービスとは、第５条第２項及び第４項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいうものとします。
２　当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（じぶんでんき）で定める契約種別である場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第５条第２項及び第４項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。	（削除）
３　当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、第５条第２項及び第４項に定める指定サービスとは、第５条第２項及び第４項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは KDDI のビッグローブ提供サービスについての「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に定める通信サービスご利用料金等の請求・回収の取り扱い（以下「KDDI 請求」といいます。）をいうものとします。但し、次の各号に定めるサービス（以下「指定回線サービス」といいます。）のいずれかが、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、KDDI 請求の適用を受けている場合に限ります。	２　当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、第５条第２項及び第４項に定める指定サービスとは、第５条第２項及び第４項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは KDDI のビッグローブ提供サービスについての「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に定める通信サービスご利用料金等の請求・回収の取り扱い（以下「KDDI 請求」といいます。）をいうものとします。但し、次の各号に定めるサービス（以下「指定回線サービス」といいます。）のいずれかが、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、KDDI 請求の適用を受けている場合に限ります。
（略）	（略）
４　当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、本件契約者の BIGLOBE ID に指定回線サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合は、第５条第４項に基づき、本件付与ポイントを付与しま	３　当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、本件契約者の BIGLOBE ID に指定回線サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合は、第５条第４項に基づき、本件付与ポイントを付与します。

す。	
5　当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のグランパスでんき提供条件で定める契約種別である場合、第５条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第４項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。	（削除）
6　当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のモンストでんき提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第５条第４項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。なお、株式会社ミクシィが別途実施する特典提供が事情により中止・終了した場合、本項の適用は行わず、第５条の定めに従います。	（削除）
7　当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、以下の提供条件で定める契約種別である場合、第５条の定めにかかわらず、本件付与ポイントを付与しません。 提供条件 四季でんき提供条件 ＡＮＡでんき提供条件 ARUHI でんき提供条件 よみぽでんき提供条件 ピクシブでんきプラン提供条件 ペルソナでんき提供条件 でんきクラブ（タカシマヤコース）提供条件 ゆめカードでんき提供条件 グローバルポイントでんき提供条件 めぶきｄｅでんき提供条件	4　当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、以下の提供条件または料金表で定める契約種別である場合、第５条の定めにかかわらず、本件付与ポイントを付与しません。 提供条件 四季でんき提供条件 ＡＮＡでんき提供条件 ARUHI でんき提供条件 よみぽでんき提供条件 ピクシブでんきプラン提供条件 ペルソナでんき提供条件 でんきクラブ（タカシマヤコース）提供条件 ゆめカードでんき提供条件 グローバルポイントでんき提供条件 めぶきｄｅでんき提供条件

ＮＣでんき提供条件	ＮＣでんき提供条件
Ｖポイントでんき提供条件	Ｖポイントでんき提供条件
わくわくでんき提供条件	わくわくでんき提供条件
テレビ松本でんき提供条件	テレビ松本でんき提供条件
おおさか eco でんき提供条件	おおさか eco でんき提供条件
	グランパスでんき提供条件
	モンストでんき提供条件
	SKE48 でんき提供条件
	でんき契約約款料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（じぶんでんき）またはでんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

8　当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL の SKE48 でんき提供条件で定める契約種別である場合、第５条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第５条第４項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。	（削除）
9　（略）	5　（略）
10　当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL の Ponta でんき提供条件第１条（2）で定める契約種別である場合、第５条第２項及び第４項に定める指定サービスとは、第５条第２項及び第４項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に定める Ponta 会員 ID をいうものとします。かかる場合で、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、第５条第２項の定めにかかわらず、本	6　当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL の Ponta でんき提供条件第１条（2）で定める契約種別である場合、第５条第２項及び第４項に定める指定サービスとは、第５条第２項及び第４項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に定める Ponta 会員 ID をいうものとします。かかる場合で、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、第５条第２項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律

<table>
<tr>
<td>件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 200 ポイントを還元します。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、第 5 条第 4 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 300 ポイントを還元します。</td>
<td>150 ポイントを還元します。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、第 5 条第 4 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 150 ポイントを還元します。</td>
</tr>
<tr>
<td>第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）
（略）
3　当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれも紐づけて管理されていない場合かつ第 12 条第 4 項を満たしていない場合で、第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
<table>
<tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr>
<tr><td>２，５００円未満</td><td>本件対象額に１．０％を乗じた額に５１ポイントを加算した額</td></tr>
<tr><td>２，５００円以上６，０００円未満</td><td>本件対象額に４．５％を乗じた額に５１ポイントを加算した額</td></tr>
<tr><td>６，０００円以上</td><td>本件対象額に５．５％を乗じた額に５１ポイントを加算した額</td></tr>
</table>
4　当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合または第 12 条第 4 項を満たす場合で、第 5 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与され</td>
<td>第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）
（略）
3　当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれも紐づけて管理されていない場合かつ第 12 条第 4 項を満たしていない場合で、第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
<table>
<tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr>
<tr><td>8,000 円未満</td><td>1%</td></tr>
<tr><td>8,000 円以上</td><td>1.5%</td></tr>
</table>
4　当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合または第 12 条第 4 項を満たす場合で、第 5 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しない</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>
る本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
<table>
<tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr>
<tr><td>２，５００円未満</td><td>本件対象額に１．５％を乗じた額に
５１ポイントを加算した額</td></tr>
<tr><td>２，５００円以上６，０００円未満</td><td>本件対象額に５％を乗じた額に
５１ポイントを加算した額</td></tr>
<tr><td>６，０００円以上</td><td>本件対象額に６％を乗じた額に
５１ポイントを加算した額</td></tr>
</table>
5　本条第３項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第 3 項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 300 ポイントを還元します。
6　本条第４項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第４項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 400 ポイントを還元します。
</td>
<td>
ものとします。なお、当該算出にあたり、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
<table>
<tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr>
<tr><td>8,000 円未満</td><td>1%</td></tr>
<tr><td>8,000 円以上</td><td>1.5%</td></tr>
</table>
5　本条第３項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第 3 項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 200 ポイントを還元します。
6　本条第４項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第４項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 200 ポイントを還元します。
</td>
</tr>
<tr>
<td>
附則
（適用期日）
本改正規定は、２０２３年２月２７日から適用します。
</td>
<td>
附則
1　（適用期日）
本改正規定は、2023 年４月１日から適用します。

2　第５条（本ポイントの付与）に係る経過措置
(1) 第５条第２項に定める還元率に関して、2023 年４月および５月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第５条第２項の表にかかわらず，次のとおりといたします。
<table>
<tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr>
<tr><td>5,000 円未満</td><td>0.5%</td></tr>
<tr><td>5,000 円以上 8,000 円未満</td><td>2%</td></tr>
<tr><td>8,000 円以上</td><td>3%</td></tr>
</table>
(2)　第５条第４項に定める還元率に関して、2023 年４月および５月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第５条第４項の表にかかわらず，次のとおりといたします。
<table>
<tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

5,000 円未満	1%
5,000 円以上 8,000 円未満	3%
8,000 円以上	5%

３　第 12 条（本ポイントの付与に係る特約）に係る経過措置

(1) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（じぶんでんき）で定める契約種別である場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 2 項の表、第 5 条第 4 項の表及び第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

(2) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のグランパスでんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

(3) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のモンストでんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

(4) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL の SKE48 でんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

４　第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）に係る経過措置

(1) 第 13 条第 3 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 13 条第 3 項の表にかかわらず，次のとおりといたします。

本件対象額	還元率
2,500 円未満	本件対象額に 1.0%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 4.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
6,000 円以上	本件対象額に 5.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額

(2)　第 13 条第 4 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 13 条第 4 項の表にかかわらず，次のとおりといたします。

本件対象額	還元率
2,500 円未満	本件対象額に 1.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
6,000 円以上	本件対象額に 6%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額

(3)　第 13 条第 5 項に定める還元率に関して、第 13 条第 3 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合の 2023 年 4 月および 5 月の本件付与ポイントのポイント数は、第 13 条 5 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 300 ポイントとします。

(4)　第 13 条第 6 項に定める還元率に関して、第 13 条第 4 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合の 2023 年 4 月および 5 月の本件付与ポイントのポイント数は、第 13 条 6 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 400 ポイントとします。